

## 自主保安活動チェックシート（都道府県協会提出用）（令和6年4月30日現在）

申告書

販売事業所名  
 担当部署名、ご担当者名  
 連絡先（電話番号）

## I. 保安方針

項目	得点	備考
<b>No. 1 保安体制・責任と権限の明確化</b>		
① 保安確保の目標管理	計画 実行 検討・評価	2点又は0点 2点又は0点 2点又は0点
<b>No. 2 安全機器等の設置の取組</b>		
① ガス警報器	設置推進 設置率	2点又は0点 2点、1点又は0点
② 漏洩検知装置	設置推進 設置率	2点又は0点 2点、1点又は0点
③ 集中監視システムの導入	設置推進 認定販売事業者 導入率	2点又は0点 1点又は0点 2点、1点又は0点
④ 安全装置付きガスコンロ		1点又は0点
⑤ ガス漏れ警報器連動遮断装置		2点、1点又は0点
⑥ ガス栓カバー等		2点又は0点
<b>No. 3 予防保全（期限管理）</b>		
① 調整器、高低圧ホースの定期交換		2点又は0点
② 定期交換の管理		2点又は0点
③ 老朽化設備・機器の一掃		2点又は0点
合計		点

## II. 保安管理体制

項目	得点	備考
<b>No. 1 経営者等の保安確保</b>		
① 経営者等の保安確保へ向けたコミットメント等		3点、2点又は0点
<b>No. 2 保安教育・資格取得</b>		
① 保安教育の実施	体制整備等 技術力向上指導 保安講習会参加	2点又は0点 2点又は0点 2点又は0点
② 従事者の資格（二販、設備士、業務主任者代理者）取得状況		3点、2点又は0点
<b>No. 3 CO（一酸化炭素）中毒事故防止対策</b>		
① 不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者への保安啓発活動		2点又は0点
② 排気筒を設置している燃焼器を使用している消費者の保安啓発活動		2点又は0点
③ 不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器への交換		3点又は0点
④ 業務用厨房施設への法定周知以外の周知		3点又は0点
⑤ 業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置		3点、2点、1点又は0点
<b>No. 4 配管図面</b>		
① 配管図面の保管		2点又は0点
<b>No. 5 埋設管の管理</b>		
① 経年埋設管の交換		2点又は0点
② 他工事業者による事故防止対策	情報収集のための周知 損傷対策	2点又は0点 1点又は0点
合計		点

## III. 保安業務（法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組）

項目	得点	備考
<b>No. 1 自主的な保安高度化の取組</b>		
① 法定期間内における確実な供給設備点検の実施体制		2点又は0点
② 法定期間内における確実な消費設備調査の実施体制		2点又は0点
③ メータの異常表示の確認		2点又は0点
④ 安全装置の有無の調査		3点又は0点
⑤ 軒先容器等の適切な管理		2点又は0点
⑥ 質量販売にかかる事故防止対策	カップリング等の推奨 容器の引き取り	1点又は0点 1点又は0点
<b>No. 2 消費者保安啓発活動</b>		
① 消費者への保安啓発活動		3点又は0点
② 10月の消費者保安月間における消費者への保安啓発活動		2点又は0点
③ LPガスの使用に不安のある消費者に対する特別な保安活動		2点又は0点
④ リコール対象品への対応		2点又は0点
合計		点

## IV. 自然災害対策（災害対策への取組）

項目	得点	備考
① ガス放出防止型高圧ホース・ガス放出防止器 又は折損型調整器の設置	設置推進 設置率	2点又は0点 3点、2点、1点又は0点
② 容器流出に関する対策	対象地域以外の対策 管理・把握状況	2点又は0点 1点又は0点
③ 防災訓練の実施又は参加		1点又は0点
④ 災害対策マニュアル、災害対策指針等の整備等		2点又は0点
⑤ ハザードマップの活用		2点又は0点
⑥ 災害発生時の対応について	従業員の行動基準 通報訓練の実施等	1点又は0点 2点、1点又は0点
合計		点

## 総合計（I＋II＋III＋IV）

	点	—
--	---	---

## 評価項目

(自主保安活動自己診断チェックシート)

### I. 保安方針

注1) 各項目について事業者(所)内に徹底されている場合に得点できる。

注2) ここでいう設置率100%とは99%を超えるものをいう。

項目	内容	解説	備考
<b>N o . 1 保安体制・責任と権限の明確化</b>			
① 保安確保の目標管理	保安確保の目標を達成するため、計画、実行及び検討・評価に分けて管理が行われている。 (計画とは、保安確保・消費者安全サービスについて、具体的な数値化された計画が書面化されていること。) (実行とは、計画を実行し、実施結果の記録があるもの。) (検討・評価とは、目標及び実行した結果について、定期的な見直しが行われ、計画と実行に反映されていること。)	計画の例 安全機器の設置・従業員教育・消費者保安啓発等の数値化された実施計画が書面で策定されている。	2点又は0点
		実行の例 従業員教育等が上記計画通り実行され記録が残されている。	2点又は0点
		検討・評価の例 責任者により目標と実行に対して定期的に検討・評価がなされ、見直しと改善が行われている。	2点又は0点
<b>注意：別紙に保安活動の概要を計画、実行及び検討・評価に分け具体的に記入のこと。</b>			

<b>N o . 2 安全機器等の設置の取組</b>			
① ガス警報器	設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に導入していること。(設置率100%以下でも可。)		2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。)  (一消費者に対しガス警報器が複数設置されている場合であっても、設置率の設置数(分子)は1とする。)	① 法令義務施設以外の施設も含まれます。 ② 対象から除かれるのは、燃焼器が屋外にあるもの及び、浴室にあるもののみです。 ③ 消費者拒否の場合は未設置となります。 ④ 交換期限5年を経過しているものがある場合は未設置となります。	2点、1点又は0点
	設置率80%以上99%以下	設置率 $○○\% = \frac{\text{設置数}}{\text{一般消費者数}}$	
② 漏洩検知装置	設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。(設置率100%以下でも可。)		2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。)  (供給設備数は、一般住宅、集合住宅等の設備数の合計設備数とする。)	調整器出口(上流監視含む)から末端ガス栓までの供給管及び配管からの漏えいが確認できるものであればマイコンS等でも可とします。	2点、1点又は0点
	設置率80%以上99%以下	設置率 $○○\% = \frac{\text{設置数}}{\text{供給設備数}}$	

③ 集中監視システムの導入	設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。 (導入率30%未満でも可。)		2点又は0点
	認定液化石油ガス販売事業者として認定を受けている。		1点又は0点
	販売事業所の導入率70%以上	販売事業所導入率 $\text{〇〇}\% = \frac{\text{設置数}}{\text{一般消費者数}}$	2点、1点又は0点
	販売事業所の導入率30%以上		
④ 安全装置付きガスコンロ	安全装置付きガスコンロへの交換を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでいう安全装置付きガスコンロとは、全コンロバーナーに立ち消え安全装置、調理油過熱防止装置及び消し忘れ消火機能(タイマー)を搭載したコンロをいいます。	1点又は0点
⑤ ガス漏れ警報器連動遮断装置	業務用施設に設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に導入し、導入率70%以上。	ここでいうガス漏れ警報器連動遮断装置とは、マイコンメータの設置されているところも含み、全てガス漏れ警報器と連動しているものをいいます。 $\text{〇〇}\% = \frac{\text{設置数}}{\text{施設数}}$	2点、1点又は0点
	業務用施設に設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に導入していること。		
⑥ ガス栓カバー等	使用していないガス栓への設置又は遊び栓(使用しないガス栓)のないガス器具への交換を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に対応していること。	遊び栓(使用しないガス栓)のないガス器具への交換とは遊び栓のある2口ガス栓を1口ガス栓に交換することをいいます。	2点又は0点
No. 3 予防保全(期限管理)			
① 調整器、高低圧ホースの定期交換	I類：S型は製造年月から10年 II類：N型は製造年月から7年 を経過した期限切れのものがいないこと。 (調整器について、集合住宅等では一施設一台とする。)		2点又は0点
② 定期交換の管理	電子的に期限切れが把握できるシステムとなっている。	例 ・調整器 ・高低圧ホース ・ガス警報器 ・CO警報器(業務用換気警報器)	2点又は0点
③ 老朽化設備・機器の一掃	老朽化燃焼器の交換を推進している。	ここでいう「老朽化燃焼器の交換を推進している」とは、買い替えの促進をしていることをいいます。	2点又は0点
合 計			

## II. 保安管理体制

注) 全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	備考
No. 1 経営者等の保安確保			
① 経営者等の保安確保に向けたコミットメント等	経営者等が保安に対する姿勢を社内外に明確にし、保安組織体制の構築及び保安関連予算の確保を図っている。	保安確保に対してコミットメントを有しており、明示している。 明示の例 ・社内に掲示している。 ・ホームページで公表している。 ・広報誌等に掲載を行っている。	3点、2点又は0点
		保安確保に対してコミットメントを有している。	

No. 2 保安教育・資格取得			
① 保安教育の実施	保安教育を的確に実施する体制を整備するとともに、年間保安教育計画を策定し、保安教育が従業員に対して確実に実施されるようにする。		2点又は0点
	保安業務に関するマニュアルを作成する等、作業手順の標準化や徹底並びに定められた作業が的確に実施できるよう指導する。	保安業務に関するマニュアルとは、容器交換時や定期点検調査、設備工事・修理等に係るマニュアルが作成されていることをいいます。	2点又は0点
	行政、地域連携及び都道府県LPガス協会等が各地で実施される保安講習会に積極的に参加する。		2点又は0点
② 従事者の資格（二販、設備士、業務主任者代理者）取得状況	150%以上  100%以上150%未満	$\frac{\text{延べ資格者数}(*1)}{\text{液石法の販売事業に係る従事者数}(*2)} \times 100\% = \text{〇〇}\%$ <p>*1 「資格者数」とは、第二種販売主任者、液化石油ガス設備士、業務主任者代理者取得者の合計数を指す。例えば1名が2つの資格を取得している場合は「2」とする。 *2 「液石法の販売事業に係る従事者数」は、液石法の販売事業に係る経営者、総務・経理担当、パート・アルバイト等臨時採用者も含んだ数。</p>	3点、2点又は0点
No. 3 CO（一酸化炭素）中毒事故防止対策			
① 不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者への保安啓発活動	不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者に、不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器や屋外設置式の燃焼器への交換、及び老朽化設備の一掃を推進していること。 なお、交換されるまでの間はCO（一酸化炭素）警報器の設置を推進していること。 また、一酸化炭素中毒事故防止の保安啓発活動を行っていること。	ここでいう不完全燃焼防止装置が付いていない器具とは、不完全燃焼防止装置が付いていない開放式及び半密閉式の湯沸器及び風呂釜をいいます。	2点又は0点
② 排気筒を設置している燃焼器を使用している消費者への保安啓発活動	排気筒の設置場所が適切であること、腐食や閉そくの異常がないことを確認し、消費者への事故防止についての啓発活動を行っていること。		2点又は0点
③ 不完全燃焼防止装置の付いていない燃焼器への交換	開放式燃焼器及び半密閉式燃焼器（湯沸器及び風呂釜）について、未交換率が0%であること。		3点又は0点
④ 業務用厨房施設への法定周知以外の周知	業務用厨房施設のオーナー、管理責任者や従業員等へ、法定周知に加え、ガス機器の正しい使い方、事故防止策等の周知（注意喚起）を行っていること。		3点又は0点
⑤ 業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置	設置率90%以上  設置率75%以上設置率90%未満  設置率50%以上設置率75%未満	$\frac{\text{設置数}}{\text{業務用厨房施設}} \times 100\% = \text{〇〇}\%$ <p>業務用厨房施設とは特定消費設備機種の業務用こゝろ（以下、機種の業務用は省略）、オープン、レンジ、フライヤー、炊飯器、グリドル、酒かん器、おでん鍋、蒸し器、焼物器、食器消毒保管庫、業煮沸消毒器、湯せん器、めんゆで器、煮炊釜、中華レンジ、食器洗浄機、その他が設置されている施設をいいます。</p>	3点、2点、1点又は0点
No. 4 配管図面			
① 配管図面の保管	全消費者の現状の配管図面を保管している。	配管図面とは、LPガス設備全体の配管図面をいいます。	2点又は0点
No. 5 埋設管の管理			
① 経年埋設管の交換	露出配管やポリエチレン管への交換等、経年埋設管の交換を推進していること。	交換を推進するにあたり、計画表・管理表を作成している。	2点又は0点
② 他工事業者による事故防止対策	他工事業者による埋設管損傷の対策を行っている。	工事情報が収集できるようにするため一般消費者等（消費者、管理会社、大家・オーナーなど）に対する周知を実施している。	2点又は0点
		他工事業者による損傷の対策の例 ・消費者に埋設管があることの周知 ・他工事業者との事前協議（埋設管の位置の通知など） ・現場立会い ・埋設管位置の表示 ・他工事事故に関する従業員教育	1点又は0点
合 計			

### Ⅲ. 保安業務 (法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組)

注) 全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	備考	
<b>№. 1 自主的な保安高度化の取組</b>				
①	法定期間内における確実な供給設備点検の実施体制	全消費者に対し、定期供給設備点検について法定期間内に実施できるよう確認体制が整備されており、また点検記録に遺漏がないか、良否判定が適切であるか等のチェック体制が整備されていること。	2点又は0点	
②	法定期間内における確実な消費設備調査の実施体制	全消費者に対し、定期消費設備調査について法定期間内に実施できるよう確認体制が整備されており、また調査記録に遺漏がないか、良否判定が適切であるか等のチェック体制が整備されていること。	2点又は0点	
③	メータの異常表示の確認	全消費者に対し、月1回以上の頻度でメータの異常表示の確認をし記録を行っている。異常がある場合は速やかに対応している。	2点又は0点	
④	安全装置の有無の調査	全消費者に対し、法定調査項目以外の安全装置（一酸化炭素警報器、過熱防止器、立ち消え安全装置等）の有無の調査を4年に1回以上行い、かつ点検・調査票に、安全装置の調査項目が記され実施し記録されていること。また、消費者に結果を通知し、説明を行っている。 また、安全装置の無い消費者に対しては重点的な保安活動を行っている。	3点又は0点	
⑤	軒先容器等の適切な管理	閉栓となり、かつ、すぐに使用の見込みのない消費先については、速やかに容器等の撤去を行っている。	2点又は0点	
⑥	質量販売にかかる事故防止対策	カップリング容器等による質量販売の推奨を実施している。	カップリング容器以外にもヒューズガス栓の設置の推奨も含みます。 質量販売を行っていない場合においては推奨できる体制を整備している。	1点又は0点
		使用終了後、速やかな容器の引き取りを行っている。	質量販売を行っていない場合においては速やかな容器の引き取りができる体制を整備している。	1点又は0点
<b>№. 2 消費者保安啓発活動</b>				
①	消費者への保安啓発活動	全消費者に対し、年2回以上保安啓発活動を行っている。 (例：保安啓発と緊急時の連絡先を記入した領収書を発行している。)	3点又は0点	
②	10月の消費者保安月間における消費者への保安啓発活動	10月の消費者保安月間に自主啓発活動を実施している。 (例：LPガス安全委員会のリーフレット配布やポスター掲示。)	2点又は0点	
③	LPガスの使用に不安のある消費者に対する特別な保安活動	高齢者、身体の不自由な消費者等に対する特別な保安活動を実施している。	(例) ・文字の大きいパンフレット等による保安啓発を行っている。 ・法定周知以外の保安業務や検針時等に声掛けを行い、保安啓発活動を行っている。	2点又は0点
④	リコール対象品への対応	経済産業省のリコール情報を定期的に確認するなどし、メーカーに情報提供を行える体制となっている。	2点又は0点	
合 計			-	

#### IV. 自然災害対策（災害対策への取組）

注）全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	備考
① ガス放出防止型高圧ホース・ガス放出防止器又は折損型調整器の設置（マイコンメータの遮断機能とバルクを除く）	設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に導入していること。（設置率100%以下でも可。）		2点又は0点
	設置率100% （100%とは99%を超えるものをいう。）	供給設備数は、一般住宅、集合住宅等の設備数の合計とします。	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="margin-right: 10px;">設置率</div> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">設置数</div> <hr style="width: 50%; margin: 0 auto;"/> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">供給設備数</div> </div> <div style="margin-left: 10px;">〇〇%</div> </div> <p>3点、2点、1点又は0点</p>
	設置率70%以上99%以下	設置率	
	設置率50%以上70%未満	バルク供給については供給設備数から引いてください。	
② 容器流出に関する対策	全消費者に対して容器への鎖又はベルトの2本取付け等を推進している。	容器流出防止措置を講じる必要がある地域以外にも積極的に対策を講じている。	
	消費者先に設置されている容器について管理している。	消費者先ごとに容器本数、形態の把握を行うことで容器流出が発生した際にも直ちに把握できる状態である。	1点又は0点
③ 防災訓練の実施又は参加	災害発生時の災害活動が円滑に行われるよう、防災訓練を実施しているか又は他者が行う防災訓練に参加している。	防災訓練とは行政、都道府県LPガス協会が実施する防災訓練へ参加又は自社で実施する防災訓練を実施していることをいいます。	1点又は0点
④ 災害対策マニュアル、災害対策指針等の整備等	災害発生時に備え、災害対策マニュアル等を入手し活用している。	ここでいう災害対策マニュアル等とは、経済産業省及び高圧ガス保安協会が作成しているLPガス災害対策マニュアル、都道府県LPガス協会またはLPガス販売事業者が作成している災害対策マニュアルのことをいいます。	2点又は0点
⑤ ハザードマップの活用	事業者（所）が所在している地域のハザードマップに基づいて、災害時の対策を講じている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の事務機能について災害対策を講じている。</li> <li>・消費者の保安情報についてバックアップを取っている。</li> <li>・従業員の避難経路等を確認している。</li> <li>・災害時の緊急連絡網等、社内の連絡体制を構築している。</li> </ul>	2点又は0点
⑥ 災害発生時の対応について	避難情報警戒レベルに応じて従業員の行動基準が作成し、周知されている。	警戒レベル4：避難指示が発令された段階で、社会的に具体的な避難の基準が設定されている。	1点又は0点
	災害発生時に被害報告を行う体制、報告様式等が整備されている。また、その報告様式による1年に1回以上災害発生時のための通報訓練を実施している。	通報訓練とは都道府県LPガス協会が実施する通報訓練又は自社で通報訓練で実施していることをいいます。	2点、1点又は0点
	災害発生時に被害報告を行う体制、報告様式等が整備されている。		
		合 計	-

#### 総合計（I + II + III + IV）

	総合計	-
--	-----	---

※技術総括・保安審議官表彰については自己採点結果90点以上の販売事業者等を対象にヒアリングにてチェックシートの実施状況を確認の上決定いたします。ヒアリングでは、チェックシートの実施状況に係るエビデンスの確認が行われます。